

情報の開示に思う事

「個人情報の保護及び法律に抵触しない事、公序良俗に反しない事」は情報の公開に際して大前提である事をふまえた上で、会や集団・組織の運営・運用に関して公開できない事や物が有るとすれば、その事の方が不自然です。

インターネット時代の情報公開の場として多くの会や集団または組織がウェブサイトを手段として持っていますが、個人や個人に近いホームページは別として、健全な運営組織ほど収支金額を含めた情報の公開は「あえてしなくても」ではなく「情報はこれをすべて公開」して「何時でも・誰でも・自由に閲覧できる」事をしているように思います。

情報の公開の原則において、特定の個人や一部の人の気持ちや考えがウェブサイトに反映されるとそれこそ「偏った」事になると思います。

もしも、そこに「手の内を見せたくない」とか「数字や金額が入っている」とかの偏った考えで情報の公開が出来ないのであれば、そのような考えや判断をすることの方が問題であろう。

例えば安全環境につながる事故情報が中々出てこない・出してくないのはその最たるものでしょう。ブラインドをかけた情報公開は本当の意味での情報公開に成り得ない。

時々僕も物を買ったりするときに、奥さんに使う手法ですが「嘘は言わない」けど「本当の事も言わない」とかせこい情報を操作しています。使いながら自分でも非常に姑息な手だなあ〜って思っています・・・

ウイキペディアより

情報を公開する事は、行政の透明で公正・民主的な運営を確保するために資する。

行政機関の保有する情報の公開に関する法律第一章

第一条 この法律は、国民主権の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利につき定めること等により、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする。

会則より

3条3項・会の広報、及び情報交換に努め、その為にホームページ等を開設し、定期的に更新をする。

情報の公開より

総ての情報は全会員の皆様と共有し選ばれた役員の仕事として常に様々な形で発信いたします。受け取られた情報は個々の会員の皆様ご自身でご判断され、より良い形で会にフィードバックされることを願います。